

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳南(I期地区)風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年8月5日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)折爪岳南(I期地区)風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県九戸村、一戸町、二戸市
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月21日
環境大臣意見受理	平成27年10月 9日
経済産業大臣意見発出	平成27年10月16日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 2月15日
住民意見の概要等受理	平成28年 4月21日
岩手県知事意見受理	平成28年 7月15日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 8月 5日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀

電話：03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳南 (I期地区)
風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の対象事業実施区域内には、鳥獣保護区及び岩手県自然環境保全指針で保全区分がCランクに位置付けられる地域が含まれ、また、周辺には折爪・馬仙峡県立自然公園が存在する等、対象事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家等の助言を受けて、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
2. 本事業の対象事業実施区域は、同事業者が計画する「(仮称)折爪岳北風力発電事業」、「(仮称)折爪岳南 (II期地区)風力発電事業」及び「(仮称)久慈・九戸風力発電事業」と近接していることから、累積的な環境影響を考慮して、調査、予測及び評価を実施すること。
3. 対象事業実施区域周辺には、水道水源が存在することから、工事の実施に伴う水の濁りの影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。